

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和4年9月16日提出

議会運営委員長 谷 守

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。

今後は、北海道の強みである食や観光に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

よって、国においては、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
2. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。
3. 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手といった機能強化を図ること。
また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。
4. 橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。
5. 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
6. 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公園施設や公営住宅など

公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7. 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
8. 堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援をさらに強化すること。
9. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 9 月 16 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
国土強靱化担当大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書案第12号

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し
全ての子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書について

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、全ての子供に
豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和4年9月16日提出

議会運営委員長 谷 守

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し
全ての子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行い公立高等学校配置計画をすすめています。また、これからの高校づくりに関する指針においても、依然として望ましい学級規模を4から8学級とし再編整備を進めるとしており、地域の要望や実態をまったく踏まえたものとなっていません。こうしたことから、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村も増加しています。2022年2月にまとめられたこれからの高校づくりに関する指針検証結果報告書では、一定の学校規模の確保に向けた再編は、主に同一市町村内で実施してきたが、市町村を越えた通学可能圏内での再編も検討と今後の方向性が示されており、ますます統廃合がすすむことが懸念されます。

配置計画によって地元の高校を奪われた子供たちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者もまた経済的負担が大きくなっています。子供の進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村では、こうした課題を克服するため、通学費や制服代、教科書代の補助や、やむなく市町村立移管とするなど、地域の高校存続に向け独自で努力しています。しかし、本来これらの努力は設置者である道教委が行うべきであり、各自治体に責任を負わせている実態は、後期中等教育を全ての子供たちに等しく保障すべきである教育行政としての責任を放棄していると言わざるを得ません。このままでは、都市部への一極集中や地方の切り捨てなど地域間格差が増大するなど、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情にそぐわない指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子供に豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要です。

よって、北海道及び北海道教育委員会においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 道教委のこれからの高校づくりに関する指針は、地域の教育や文化だけでなく、

経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的に見直すこと。

2. 全ての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
3. 教育の機会均等と子供の学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子供たちも制度の対象とすること。
4. 障害のある・なしにかかわらず、希望する全ての子供が地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、地域合同総合高校の設置など、豊かな高等教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月16日

士 別 市 議 会

(提出先) 北海道知事、北海道教育委員会教育長